

京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院監査委員会規程

平成 29 年 3 月 17 日
京都府公立大学法人規程第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人組織規則第 3 条の規定に基づき、京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院監査委員会(以下「委員会」という)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、京都府立医科大学附属病院(以下「病院」という)における医療安全管理業務の実態を把握し、監査することにより、医療安全管理の適正な実施を確保することを目的とする。

(業務)

第 3 条 委員会は病院の医療安全管理業務に関して、次に掲げる内容について監査を行う。

- 一 病院の医療安全管理部、医療に関する安全管理委員会、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、京都府立医科大学附属病院病院長(以下「病院長」という)から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施する。
 - 二 必要に応じ、京都府公立大学法人理事長(以下「理事長」という)又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明する。
 - 三 第一号及び第二号に掲げる業務について、その結果を公表する。
- 2 理事長又は病院長は、前項に規定する意見に基づき速やかに是正措置を講じ、その結果を委員会に回答しなければならない。
- 3 委員会は、監査の結果について速やかに公表する。

(組織)

第 4 条 委員会は、理事長が選任する有識者の委員 3 名以上をもって組織する。

- 2 委員の過半数は、病院と利害関係のない有識者(以下「外部有識者」という)とする。
- 3 委員の選任に当たっては、医療法施行規則第 9 条の 2 第 3 項第 9 号及びこれに基づく告示、通知等に準拠して行うものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、外部有識者の委員から、理事長が選任する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

(委員の公表等)

第 6 条 理事長は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表する。

(委員会の開催)

第 7 条 委員会は、年 2 回以上開催することとする。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。